

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

堺市立土師小学校

校長 坂元 繁夫

目 次

1. いじめの定義と本校職員の共通理解事項について

2. いじめの校内対応組織図

3. いじめの防止及び早期発見について

4. いじめの対応について

①対応全般について

②被害児童について

③加害児童について

④その他児童, 学級へのアプローチについて

5. 関係機関について

6. 参考資料

1. いじめの定義

～法的に定められているもの～

「いじめ防止対策推進法」より

1. 総則・基本方針

<第2条 いじめの定義>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「文部科学省 いじめの定義」より

児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外を問わない。また、いじめか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

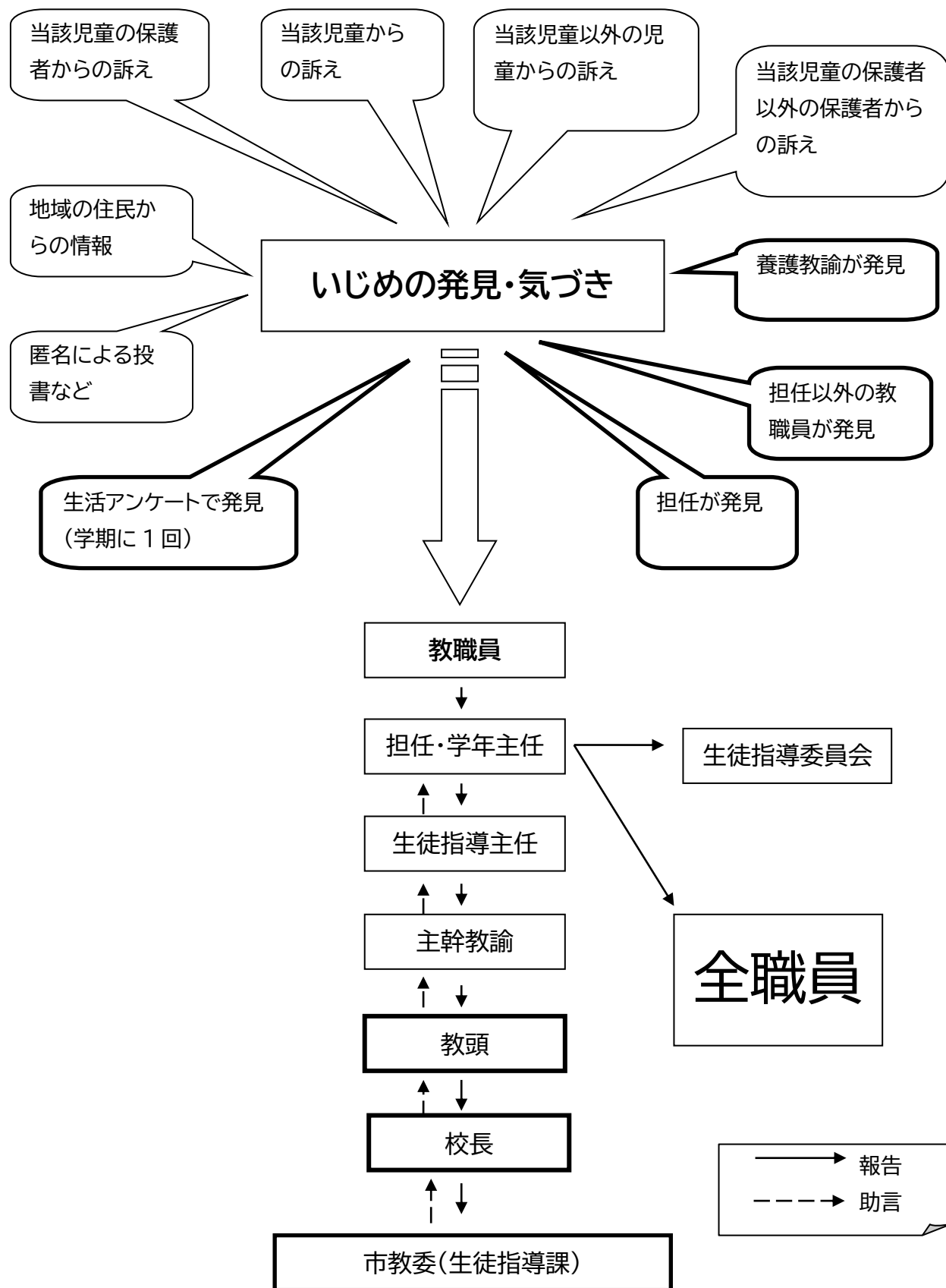
～本校職員で共通理解したいこと～

いじめは絶対に許さる行為ではない

人と人とが関わり合うことは、教育上はもとより、社会生活を営むうえでも極めて重要である。いじめは、そのような人間関係や環境の中で生じる可能性がある。教職員の使命は、子どもたちに人との関わり方の大切さや素晴らしさを伝え、豊かな人間関係を育むことである。万が一いじめが起こった場合には、その問題解決を通して、相手を思いやることや自らを見つめ直すことの大切さを学ぶ機会となるよう支援していきたい。子どもたちは、「いじめはしてはいけない」ということを知識として理解している。しかし、それにもかかわらず、いじめは起こってしまう。その要因として、主に二つが考えられる。一つは、いじめであることを認識しながら意図的にいじめ行為を行っている場合である。この場合は、「いじめは許されない」という指導だけでなく、加害児童が抱える悩みや不安、人間関係などの背景にも目を向けながら指導・支援を行うことが必要である。もう一つは、自分の行為や周囲で起こっている出来事が、いじめに当たることを十分に理解できていない場合である。このような場合には、教職員が人権感覚と確かな見立てをもっていじめを把握し、その行為が相手を傷つけるものであることを理解させる指導が必要である。そのためには、日頃から「嫌だったことを素直に伝えられる」「困ったことを一人で抱え込まず相談できる」「互いの思いを理解しながら話し合える」学級・学校づくりが重要である。また、いじめへの対応にあたっては、まず被害児童に寄り添い、その心情や安全の確保を最優先に考えることが重要である。そのうえで、いじめの解決を当事者間だけの問題として捉えるのではなく、周囲の児童も含めて自らの言動や在り方を振り返る機会とすることが大切である。子どもたち一人ひとりがよりよく生きるために、教職員と保護者が連携しながら、ともに考え、支えていくことが求められる。

・いじめの発見やいじめの疑いがある場合の組織対応として位置付けている。

[連絡体制]



いじめ事象に関する報告について

- (i) 事例を通して実態を把握し、共通理解を深めていく
 - * 学年会議・生指委員会・職員会議などで。
- (ii) 具体的な取り組み方について話し合い、効果的な指導法を見つけ出していく。
 - * 学年会議・生指委員会・職員会議などで。
- (iii) 事例を会議で報告する際について注意事項
 - (ア) 事象は的確にわかりやすく述べる。
 - (イ) どういう対応を行ったか。
 - (対被害児童, 対加害児童, 対保護者, 学級指導, 学年集会など)
 - (ウ) どういう反応があったか。
 - (エ) 今後の対応や見通しなど
 - (オ) 時間がかかり決着した場合であっても報告する。

——— « 児童の実態報告のねらいと内容について » ———

(ねらい) ① 児童の実態を把握し、共通理解を深める。

② 効果的な指導法を見つけ出していく。

③ 互いの指導を学び合う。

(内容) ① いじめ及びいじめにつながる言動の実態

② 学級・学年の取り組み

③ その他

(iv) ケース会議について

メンバー: 校長 教頭 主幹教諭 特別支援コーディネーター 養護教諭 生徒指導主任
担任 学年

3. いじめの防止及び早期発見について

[学校として]

○ 人間関係のトラブルを未然に防ぐため

⇒ 学期に1回のアンケート(必須)の実施し、いじめの有無に関わらず全員に聞き取りを行う。

とくに気になる児童へは聞き取り等の対応を積極的に行う。

⇒ 毎週月曜日の全校朝会後に「心の健康観察」を行う。

○ 組織として事例に対応(教職員のたくさんの目に対応するため)

⇒ 月ごとの職員会議(職朝)で気になる児童の報告を行う。

○ 教職員のいじめの意識の向上のため

⇒ 生徒指導研修の実施を行う。学年間で児童の情報交換を普段から行う。

【教職員として日頃から心掛けること】

- 日頃から嫌だと思ったことは嫌だと言える雰囲気づくりに努める。(学級づくり)
- 子ども同士が認め合えるような肯定的な雰囲気づくりに努める。(学級づくり)
- 自分で嫌なことを言えない子がいたとしても、他の子が代わりに言ってくれるような良好な人間関係の構築をめざす。
- 自分の嫌な気持ちを教師に伝えにきた子をほめる。
- 嫌なことをされている子がいることを教師に伝えにきたことで解決できたことを価値づける。
- 子どもの会話の中身や変化(急に言葉使いが荒くなったりするなど)などの様子に気をつけておく。
- 保護者にも協力をお願いする。(啓発も)
「家で気になったことがあれば、すぐに教えてください。」など
- 友だち同士の関係をよく見る。(特に休み時間の関わりを)
- 子どもの少しの変化を感じれば、担任(専科)に相談する。
とくに、担任から専科の担当への連絡を密に行う。

4. いじめの対応について

①対応全般について

いじめの対応については、教職員が一人だけで判断するだけでなく、管理職・学年集団など複数で判断をする必要がある。

- ・いじめの事象把握については、
 - (1)被害児童、加害児童を別々に聞き取り、担任・学年・担任外の先生・支援学級の先生で行う。
 - (2)聞き取りの照合を必ず行う。
 - (3)現場に行き確認する(子どもの動き・言動の程度の確認をする)。
 - ・事の大小に関わらず、ホウ(報告)・レン(連絡)・ソウ(相談)の意識を持って取り組むこと。
 - (校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーターに相談する。)
- ・メモを活用する。
 - 『いつ(いつから)』『どこで』『だれが、だれと、だれを』
 - 『何を』『どのように』『なぜ』を明確にメモすること。
 - ※メモの保管については、生徒指導主任が責任をもってファイリングし、当該児童が中学校を卒業するまで保管する。
- ・いじめの当事者の子どもや関係している子をすぐに家に帰さないこと。
(必ず家に連絡すること)
- ※下校させてしまうと、対応が後手になりやすいため
- ・早期解決が望ましいが、十分に聞き取りを行う必要があるため、急ぎすぎず長期的な対応になることも視野にいれておくこと。

【いじめ事象発生時のまとめ】

- ・事実の正確な把握を行うこと。
- ・後々の証拠になるもの(児童・教師の言葉など)を残す。
- ・事実の誤認・矛盾・事象の飛躍・思い込みをしない。
- ・可能な限り、情報は全職員で共有する。
- ・被害、加害児童ともに、経過観察を含め、事後の指導は継続的に行う。
- ・事例の蓄積・引き継ぎを確実に行う。(必要であれば中学校にも引き継ぐこと)

②被害児童について

○共感的な受容の姿勢で十分に話を聞き、被害児童の心のケアに努める。

- ・時間をかけて、ゆっくり話を聞く。
- ・「つらかったね」「いやだったね」などの言葉で安心感を与える。

○児童だけでなく、保護者にも安心感が生まれるように対応する。

- ・どのように改善していきたいかを児童本人の意思を尊重しながら具体的な方策を児童本人と考えていく。
- ・保護者の意向に添った対応も必要なので連絡を密にする。
- ・保護者には時として、具体的な解決策を提示する必要がある。

○過去の人間関係におけるトラブルもできる限りのなかで対応する。

③加害児童について

○「いじめは許さない」という姿勢で関わる。(基本的に話を聞くが共感はない。)

- ・いじめの行為を早急に止めさせる。
- ・事実をきちんと聞き取り、加害児童の感情を評価することなく、いじめに相当する行動面について明らかにするだけでなく、人間関係・その児童の根底にある価値観についてもしっかりととらえ、指導を行い再発を防ぐ。

○自分を見つめる機会をつくりだす。(自分の言葉で話をさせること)

- ・「なぜそういうことをしてしまったのか」をしっかりと考えさせる。
- ・出来事が起こった意味をしっかりと考えさせる。

(例)いじめた子が抱えている背景(人間関係 家庭環境など)

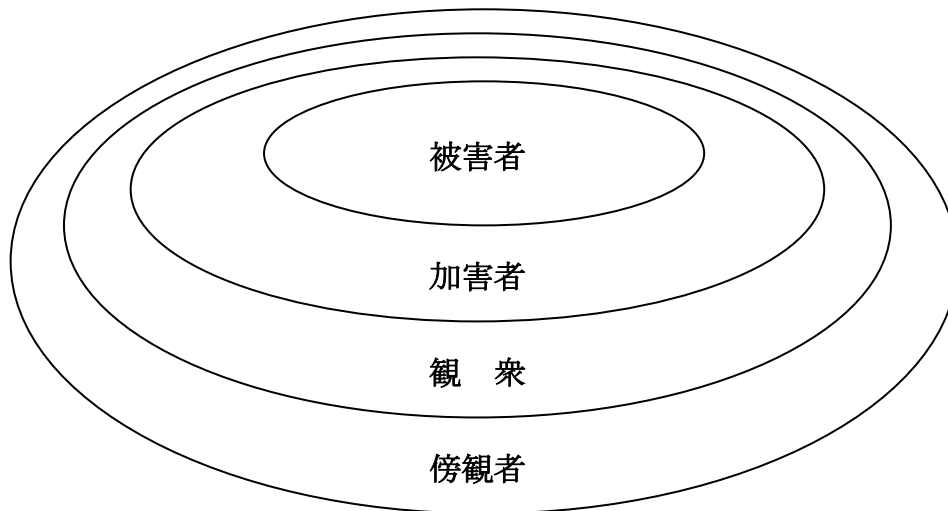
いじめている子の何がいやだったか

○たくさんの目で見守っていく体制をとる

- ・加害児童の保護者には、事実をしっかりと伝え、今後、教職員と連携しながら見守っていく旨を伝える。

④その他児童, 学級へのアプローチについて

<いじめの4層構造について>



いじめには「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆(はやしたてたり, おもしろがったりして見ている)」「傍観者(見て見ぬふりをする)」を加えたいじめの構造がある。

いじめの継続や深刻化に, 「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。

「観衆」はいじめを積極的に是認し, 「傍観者」はいじめを黙認し, 結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめを防止するためには, 「加害者」だけでなく, 「観衆」・「傍観者」をつくらないことをめざし, 未然防止, 早期発見, 早期解決に取り組むことが大切である。

「堺市 いじめ対応チェックシート」より出典

[指導上の留意点]

○自分自身の問題として考えさせる。

⇒その他児童については, 「いつか加害者(被害者)になるかもしれない」ということを考えさせ, 他人事ではなく, 自分自身の問題としても考えさせる。

○自分の立場がどうであったかを考えさせる。

⇒その他児童については, 起こっているいじめの事象についての意識が薄いと考えられる。

また, いじめはその他児童の存在で継続・深刻化している可能性もある。(いじめを容認している場合もある。その他児童を指導する際には, 決して責めずに, ともにいじめを考えていこうという姿勢で指導を行うものとする。

○いじめの事実(本質)を学級指導するのか判断する。

※学級で共有する場合は, 被害児童・加害児童及びその保護者と確認する

⇒いじめが起こった意味を学級でしっかり考える。

⇒「人としてはどうか」を考えさせる。

⇒個人・集団として, 今後どのように解決していくかを考えさせる。

5. 関係機関について

生徒指導課(教育委員会)

- 072-340-3478
- 月～金 9:00～17:30
- 学校や教育委員会と連携して対応する行政窓口。

いじめ不登校対策支援室

- 072-340-0201
- 月～金 9:00～17:30
- 学校や教育委員会とは別の相談機関として設置されており、児童生徒や保護者から相談を受けています。

こども電話教育相談「こころホーン」

- 072-270-5561
- 24 時間 365 日受付。

堺市 LINE 相談窓口

- 対象:堺市立小学校 4～6 年生、中学校、高校、支援学校の対象児童生徒
- 相談内容:いじめ、ネットいじめ、友人関係、学校生活など
- 相談方法:学校から配付される QR コード(相談カード)を利用して相談
- 相談時間:実施期間中の 17:00～21:00(受付は 20:30 まで)

中堺警察

TEL 072-242-1234

6. 参考資料

「いじめ防止対策推進法」より

1. 総則・基本方針

<第8条 学校及び学校の教職員の責務>

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

<第13条 学校いじめ防止基本方針>

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. 学校の設置者・学校におけるいじめの防止

<第15条 学校におけるいじめの防止>

（道徳教育・体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う者に対する支援、児童生徒・保護者・教職員の啓発等）

<第16条 いじめの早期発見のための措置

（定期的な調査などいじめを早期に発見するための必要な措置、いじめの相談を行うことができる体制整備）

<第18条 いじめ防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上>

（いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施）

<第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進>

3. いじめの防止等に関する措置

<第22条 いじめの防止等の対策のための組織>

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く

<第23条 いじめに対する措置>

①教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。

②学校は通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。

③いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又は保護者への助言を継続的に行う。

④必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。

⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生

徒の保護者と共有するための措置などを行う。

⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

<第25条 校長および教員による懲戒>

校長および教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

4. 重大事態への対処

<第28条 学校の設置者又は設置する学校による対処>

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（＊1）

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（＊2）

（＊1）…児童生徒が自殺を企画した場合等

（＊2）…年間30日目安。（ただし、日数に関係がない場合もある）一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

学校の設置者又は設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

<第29条～第31条 地方公共団体の長等への報告

（国立の学校）当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

（公立の学校）当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

（私立の学校）重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。